

医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和6年12月16日 参事会配布用)

	質問	回答	分類
1	歯科矯正(保険適用)において、保定装置を装着後、紛失による6ヶ月以内の再製作は認められるか。	再製理由が紛失であれば算定不可。	19歯科
2	後発医薬品のある2品目の医薬品を一般名処方の上、処方箋を交付した際に、一般名処方加算1の算定が認められない場合があるのか。	算定に当たっては、当該薬剤の状況を厚労省のHP上の一般名処方マスタにて随時確認すること。	07投薬
3	歯周病重症化予防治療(P重防)開始後、SRPの算定ができるか。	再評価の結果に基づき、必要に応じて算定可。	13歯周